

- (3) 故意に施設・設備、備品等を破損させた場合
- (4) 校則に著しく違反(暴言、器物破損、ライターなどの危険物所持等)した場合
- (5) 社会のルールやマナー及び公衆道徳等を守らなかった場合
- (6) 上記各号の程度が著しいか繰り返し行った場合、または、改善がみられない場合
- (7) その他、教育的に必要と思われる場合

懲戒等の適用

- 第6条 懲戒等の適用に当たっては、障害等の特性に十分に配慮をし、単に、懲戒等の適用を行うものではなく、あくまでも当該生徒の教育的な改善を図るために行うなど、十分に教育的な配慮を行う。
- 2 懲戒の適用に当たっては、保護者及び本人と十分な話し合いを行い、学校と保護者、本人との相互の理解を得た上で行う。

懲戒等の決定

- 第7条 本規定第4条第1項及び第2項に示す懲戒等の原案作成は、生徒指導主事を中心に生徒指導会議において行い、職員会議に提案することを原則とする。その場合、会議等を臨時に行うなどして、速やかに対応する。
- 2 校長は、職員会議の協議を経て、前項の懲戒および解除の決定を行う。
- 3 申し渡しは、原則として保護者立ち会いの下で校長、生徒指導主事が行う。保護者への電話連絡は担当が行う。
- 4 その他の事案については、必要に応じて朝の打ち合わせでの報告とする。

運用原則

- 第8条 懲戒等においては、次の各号の教育的措置を講じるものとする。
- (1) 教職員による説諭
- (2) 日誌等による学習、課題作文(反省文)
- (3) 行動や活動の規制
- (4) 破損箇所の修繕

(5) 関係者かんけいしゃへの謝罪しゃざい

(6) 奉仕活動ほうしかつどう

(7) 費用代償ひようだいしょう

(8) その他教育的たきょういくてきに必要なひつようと思われる措置おも

2 懲戒ちようかいを行うおこなにあたり、つぎの事項じこうに留意りゆういし教育効果きょういくこうかが十分じゅうぶんにあがるよう、弾力的だんりよくてきに運用うんようする。

(1) 当該生徒とうがいせいとの実態じつたい

(2) 当該行為とうがいこういの軽重けいちょう

(3) 平素へいその性行せいこうおよび学習態度がくしゅうたいど

(4) 当該行為とうがいこういが他の生徒ほかに与える影響せいと

(5) その他、特に参考えいきょうにすべき事項あた

3 懲戒処分解除ちようかいしよぶんかいじょご後もその教育的効果きょういくてきこうかを持続じぞくさせるために、個こに応じたおう方法ほうほうをもって指導しどうを継続けいぞくする。

付則ふそく

1 この規定きていは、平成28年4月26日から施行しこうする。

2 この規定きていは、令和6年4月5日から施行しこうする。